



成人の健康づくり・予防接種など



健康診査

定期的に健診を受け、健康管理をしましょう。費用など詳細は、広報誌か個人通知で

市ホームページ▶

事業名	対象者	問い合わせ先	
各種検診	肺がん・結核、大腸がん	健康課 ☎55-6800	
	胃がん		40歳以上(胃内視鏡検査は50歳以上隔年)
	子宮頸がん		20歳以上の女性(隔年。40～59歳は毎年)
	乳がん		40歳以上の女性(隔年)
	前立腺がん		50歳以上の男性(3年に1回)
	肝炎ウイルス		40歳以降5歳刻み
ヤング健診(予約制)	18～39歳	健康課 ☎55-6800	
成人歯科健診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳		
特定健康診査・特定保健指導 ID 16837	市国民健康保険加入の40～74歳		
生活習慣病予防健診 (短期人間ドック) ID 16839	市国民健康保険加入の30～39歳	保険医療課 ☎76-8150	
後期高齢者医療健康診査 ID 1590	後期高齢者医療制度に加入のかた	保険医療課 ☎76-8153	

成人・高齢者の予防接種 問 健康課 ☎55-6800 ID 1742

費用など詳細は、広報誌かホームページで

予防接種の種類	対象者
インフルエンザ 新型コロナ	●65歳以上のかた ●60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる機能障害のあるかた(身体障害者手帳1級程度)
高齢者用肺炎球菌	●65歳のかた ●60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる機能障害のあるかた(身体障害者手帳1級程度)
带状疱疹	50歳以上のかた
風しん	妊娠を予定または希望する女性(妊婦を除く)とその配偶者で、風しんの既往歴がなく、風しん抗体検査を受け、免疫が十分でないかと判断されたかた

健康づくり 問 健康課 ☎55-6800

元気まる測定 ID 1626

(株)タニタヘルスリンクのプログラムを用いて、3カ月間にわたり、健康習慣を手に入れるためのお手伝いをします。まずは元気まる測定を受検し、生活習慣のアンケートと体力・身体測定を行います。その結果から「あなただけのプログラムシート」で自分の生活習慣に気付き、プログラムに沿った運動や食事の習慣を楽しみながら獲得します。

と き 広報誌かホームページで 対象者 18歳以上のかた

あたまの元気まる(脳の健康チェックテスト) ID 1601

VRを用いて、視線追跡で認知機能をチェックします。認知症を予防するための健康づくりのアドバイスも行います。

と き 広報誌かホームページで 対象者 40歳以上のかた(要支援・要介護認定を受けていないかた)

らくらく筋トレ体操 ID 1629

椅子に座って簡単にできる市オリジナルの筋力トレーニング。市内の公民館や集会所などで自主活動を実施しています。詳細は、問い合わせを

対象者 40歳以上のかた



問 保険医療課 ☎76-8152

市では、福祉の増進を図るため、下記のかたを対象に保険診療に係る自己負担分の医療費助成を行っています。対象者や助成方法など詳細は、ホームページで

子ども医療

子ども(18歳に達する年度の3/31まで)

障害者医療

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害のかた
- 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症のかた
- 療育手帳AまたはB判定のかた
- 自閉症状群と診断されたかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたで、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた※1

母子・父子家庭医療(所得制限あり)

- 18歳以下の児童を扶養している配偶者のいない保護者(配偶者が重度心身障がい者の場合を含む)とその児童
- 父母のいない児童(18歳に達する年度の3/31まで)

精神障害者医療

- 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちのかた※2
- 精神保健福祉法第5条第1項に規定する疾患で、入院療養を受けているかた※3

指定難病患者等医療

特定医療費受給者証(指定難病)または特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちのかた※1

未熟児養育医療

医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児(退院後の申請は受け付け不可)

後期高齢者福祉医療

65歳以上75歳未満のかた

- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 療育手帳A判定のかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかた

75歳以上のかた

- 障害者医療、母子・父子家庭医療および精神障害者医療と同等の資格を有するかた(精神障害者保健福祉手帳1級または2級のかたは、通院も助成対象)
- 要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯または要保護世帯のかたで、一定の要件を満たすかたなど

※1 入院費のみ助成 ※2 当該疾患に係る通院費のみ助成
※3 当該疾患に係る入院費の2分の1のみ助成

医療費助成制度は、皆さんが納めた税金で成り立っています。適正受診を心掛けましょう。
入院などの医療費が高額となる場合は、マイナ保険証が限度額適用認定証を利用してください。

市役所ロビーで開催 あさび一福祉市場 問 地域福祉課 ☎76-8142 ID 1704

毎月第2・4木曜日 10:30～13:00

障がい者の事業所が作成したお弁当やお菓子、雑貨などを販売します。ぜひ、お立ち寄りください。

特殊詐欺対策装置の購入費を補助 問 市民活動課 ☎76-8128 ID 24153

高齢者を狙った特殊詐欺被害が多発しています。被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入費用の一部を補助します。

対象者	市内在住で、令和9年3月末時点で65歳以上のかた
対象装置	次の機器のいずれか(令和8年4月1日以降に購入したもの) ● 自動通話録音装置(固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器) ● 着信拒否装置(固定電話に取り付け、着信を拒否または通知する機器) ● 固定電話機(自動通話録音装置または着信拒否装置の機能を内蔵する機器)
補助額	購入費の2分の1(1世帯につき1回限り。上限5千円)
その他	● 電子申請可 ● 申請時に購入費用が分かる書類が必要

移動手段を確保し、外出機会を応援 市営バス・タクシー利用料の助成



問 **A** **C** 長寿課 ☎76-8143 **B** 地域福祉課 ☎76-8142

共通事項

- 家族や介護支援専門員の代理申請も可
- 郵送での申請は、申請書と返信用の切手460円(手紙の基本料金+簡易書留料金)を貼った封筒を同封してください(年度途中で郵便料金の改定があった場合は、改定後の金額を貼り付け)

A 80歳以上のかた (**B** **C** の助成を受けているかたを除く) ID 1648

	外出特典支援	バス・タクシー利用券
対象者	市内在住で、4月1日現在80歳以上のかた	市内在住で、4月1日現在80歳以上かつ自動車運転免許を所持していないかた
助成内容	市内外の飲食店やレジャー施設の情報を記載した情報誌を配布(クーポンあり)	市営バスあさぴー号とタクシーに使用できる利用券を交付
申請方法	不要(バス・タクシー利用券の申請書に同封)	R8.3月末に送付した申請書を●直接(申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参) ●郵送
その他	年度途中(10月)の交付あり	

B 障がいのあるかた (**A** **C** の助成を受けているかたを除く) ID 1696

対象者	身体障害者手帳1・2級または下肢・体幹機能障害3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者
助成内容	基本料金相当額(500円以内)のタクシー利用券36枚を交付
申請方法	●直接(各手帳を持参) ●郵送(各手帳の写しを添付)

C リフトタクシー等移送サービス(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の入所者、**A** **B** の助成を受けているかたを除く) ID 1662

対象者	市内在住で、介護保険の要介護4・5の認定を受けている、または身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が肢体不自由(上肢および上肢機能障がいを除く)の1・2級のかたで、一般の公共交通機関を利用することが困難なため、特殊車両の利用を必要とするかた
対象車両	市指定業者のリフトか患者搬送タクシー(車いす、ストレッチャー対応)
助成内容	利用券12枚(1回当たり4千円以内)を交付
申請方法	●直接(①介護保険証または②身体障害者手帳、申請者本人の身分証明書(マイナンバーカードなど)を持参) ●郵送(①または②の写しを添付)

権利や財産を守る身近な仕組み 成年後見制度

問 長寿課 ☎76-8143 地域福祉課 ☎76-8142 ID 1657

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を支援する制度です。

成年後見制度の種類

既に判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分なかたに代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度などに応じて利用できます。

※成年後見制度に関する市民相談は、5ページ「相談・窓口」で

発見から保護までを安全・安心・迅速に

はいかい高齢者おかえり支援シール事業「どこシル伝言板」 問 長寿課 ☎76-8143 ID 1667

認知症などで行方不明になったかたの衣服などに貼られたラベル・シールの二次元コードを読み取ると、保護者などへ発見通知メールが届きます。

準備すること ①スマホのメールアドレスを用意 ②登録届の記入 ③ラベル・シールの貼り付け	24時間365日OK 夜間も伝言板(チャット形式)を通じて、発見者と保護者などとのやりとりが可能。事前登録した3人へ発見通知メールが届きます。
個人情報表示なし 伝言板上でやりとりするため、個人情報漏れる心配はありません。	声掛けをやすく ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声を掛けるきっかけになります。

ラベル・シールの配布(事前に対象者の情報を登録する必要あり)

対象者	市内在住で、はいかひの恐れがある認知症高齢者(若年性認知症者を含む。施設入所中や長期入院中のかたを除く)
枚数	30枚(耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚)
登録方法	●登録届(長寿課で)を記入し、直接 ●電話で(郵送する登録届を記入し、提出)
ラベル・シールの受け取り方法	長寿課に直接

ラベル・シールを身に着けたかたを見かけたら

- ①本人の正面から優しく声を掛ける ②二次元コードを読み取る
- ③表示された本人情報を確認 ④可能であれば、伝言板に現在地などを入力



ご存知ですか 高齢者福祉サービス 問 長寿課 ☎76-8143

市では、全ての高齢者が健康で生きがいを持って過ごせるよう、さまざまな高齢者福祉サービスを行っています。

種類	内容	対象者
給食サービス※ ID 1665	週5回を限度(回数是对象者の状況による)として、昼食を自宅へ配達	おおむね65歳以上の見守りが必要な1人暮らし、または高齢者のみの世帯のかた
緊急通報装置の設置※ ID 11487	緊急時や心身に不安を感じたときに通報・相談ができ、必要に応じてガードマンが駆け付ける	満65歳以上の1人暮らし、または1人暮らしに準ずる世帯に属するかた
紙おむつの給付 ID 1664	月30枚(尿とりパッドは月60枚)まで給付	在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く)
日常生活用具の給付など※ ID 1666	介護保険の給付対象外となる生活支援用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)の給付	おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火などに配慮が必要な1人暮らしのかた
調髪サービス ID 1668	理美容師が自宅へ訪問して調髪を行う。年2回実施(夏・冬)	在宅で要介護3以上のかた(医療機関に入院中または介護施設に入所中のかたを除く)
寝具クリーニングサービス ID 1669	敷布団、掛布団、毛布を合計3枚まで水洗い(敷布団、掛布団はあわせて2枚まで)。年2回実施(夏・冬)	

※自己負担が必要な場合あり

広告



大川産業株式会社

☎ 0561-54-2311

〒488-0882 尾張旭市城山町向ヶ丘17番地

防護柵・フェンス・景観商品・土木資材の

販売、施工を行っております。



自宅から無料送迎あり

買い物でリハビリテーションしませんか



☎ 長寿課 ☎76-8143 ID 3120

姿勢改善や歩行を中心とした体操を行った後、スーパーに移動し店内で買い物をを行います。外出機会が減って筋力が低下したり、1人で買い物に行くのを不安に感じたりしているかたは、ぜひお申し込みください。

と き	毎週火曜日(祝日・店休日を除く) 10:00~12:00
と ころ	●リハビリ/東部市民センター ●買い物/パロー瀬戸西店
対 象 者	市内在住の65歳以上で、次の全てに該当し、自分で歩いて買い物をしたいかた ●外出機会が減り筋力の低下を感じる ●歩いてスーパーなどに行くのが難しくなり、送迎に頼っている ●スーパー内では1人で買い物ができる ●現在通所サービスを利用していない
定 員	12人(先着。初めて参加するかたを優先)
費 用	1回200円(初回無料。買い物代は自費)
申し込み方法	Co.メディカルフィットネス旭に電話(☎76-9447)で(平日8:30~17:30)
そ の 他	●店舗への問い合わせは不可 ●申込時に簡単な質問あり ●1人21回まで参加可

認知症カフェ「かたろ～な」に来てみませんか

ID 1556



☎ ①～④地域包括支援センター ☎55-0654、長寿課 ☎76-8143

⑤小規模多機能型居宅介護・グループホームあじさい旭城前 ☎76-0235

かたろ～なは、認知症のかたやその家族、介護の専門家など地域の皆さんが集う場所です。どなたでも予約なしで参加できます。

名称	とき	ところ
①かたろ～な 三郷ふあんふあん	毎月第3金曜日10:00~11:30	東部市民センター ふれあいホール
②かたろ～な ケアラズカフェ	5・10・2月の第2水曜日10:30~15:00	中央公民館 1階
③かたろ～な カフェうさぎ	毎月第2水曜日10:00~11:30	特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭 (南栄町黒石48-1)
④かたろ～な 平子ふあんふあん	毎月第4木曜日10:00~11:30	コーヒーハウスひまわり(平子町中通279-2)
⑤あじさいカフェ	毎月第3火曜日13:00~15:00	小規模多機能型居宅介護・グループホーム あじさい旭城前(城前町3-1-3)

※飲み物代が必要

高齢者と障がい者を虐待から守ろう

高齢者 ID 1656

障がい者 ID 1691

相談窓口
(匿名可、
秘密厳守)

高齢者の虐待 ☎ 長寿課 ☎76-8143 地域包括支援センター ☎55-0654
地域包括支援センターサンヴェール尾張旭 ☎56-4020

障がい者の虐待 ☎ 地域福祉課 ☎76-8142、FAX.53-8120
障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280

どんな行為が虐待なの?

身体的虐待	暴行を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする
性的虐待	無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない

見逃さないで! 虐待のサイン

●体小さな傷やあざが頻繁に見られる ●急におびえたり、恐れた表情を見せたりする ●収入などがあることは明らかににもかかわらず、お金がないと訴える ●住居や衣服などが非衛生的になっている ●自宅から本人や家族などの悲鳴や怒鳴り声などが聞こえる ●訪問しても会えない、家族が面会を嫌がる ●無気力、諦め、投げやりな様子



☎ 地域福祉課 ☎ 76-8142、FAX.53-8120

制度の利用には事前の手続きが必要です。詳細は、ホームページで

名称	内容・対象者など(所得制限や生活状況などで該当しない場合あり)
手帳	身体障害者手帳 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められたかた
	療育手帳 18歳以前に知的障がいがあると判定され、それが持続しているかた
	精神障害者保健福祉手帳 精神に障がいがあり、日常生活などで制約のあるかた
手当	特別障害者手当 20歳以上で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とするかた
	障害児福祉手当 20歳未満で著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とするかた
	特別児童扶養手当 知的発達または精神、身体に障がいのある20歳未満の児童を養育しているかた
	在宅重度障害者手当 在宅で身体障害者手帳1・2級のかた、重度知的障がい者(IQ35以下)のかた、身体障害者手帳3級かつ中度知的障がい者(IQ50以下)のかた ※平成20年4月1日以降に65歳以上で新規に手帳を取得されたかたを除く
重度心身障害児介護手当 18歳未満の1・2級の重度身体障がい児または重度知的障がい児(IQ35以下)の介護者	
医療費の援助	<ul style="list-style-type: none"> 更生医療／身体障害者手帳を持つ18歳以上で、身体機能の回復を図るために必要な医療費の給付 育成医療／18歳未満で、生まれつきの障がいや疾患などについて、生活能力を得るために必要な医療費の給付 精神通院／精神的な病気の治療のためにかかった通院医療費を給付
日常生活の支援	補装具費の給付 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具の購入・修理に必要な費用を給付
	日常生活用具の給付 身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令で定める難病のかたに、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付
	紙おむつの給付 療育手帳A・B判定のかたで紙おむつなどが必要な場合に、月30枚程度給付(尿とりパッドは月60枚程度給付)
交通・社会生活などの支援	自動車運転免許取得費助成 身体障害者手帳をお持ちのかたが運転免許を取得した場合に、費用の一部を助成(免許取得後6カ月以内に申請が必要)
	自動車改造費助成 運転免許証の「免許の条件等」が付された身体障害者手帳をお持ちのかたで、就労などに伴い自動車のハンドルやアクセルなどの改造が必要な場合に費用の一部を助成
	移送サービス助成
	タクシー料金助成
	有料道路通行料の割引 障がい者または介護者の運転により、有料道路を利用する際の通行料を割引
NHK放送受信料の減免 <ul style="list-style-type: none"> 全額減免／身体・知的・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市民税非課税 半額減免／世帯主が視覚・聴覚障がい者、1・2級の身体障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者のいずれか 	
その他の福祉サービス	介護給付 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援
	訓練等給付 自立訓練(機能・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、就労定着支援、共同生活援助(グループホーム)、就労選択支援
	障害児通所給付 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	地域生活支援事業 移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴

障がい者差別に関する問い合わせ相談窓口

● 地域福祉課 ☎76-8142、FAX.53-8120 ● 障がい者基幹相談支援センター ☎76-8140、FAX.53-2280

行政機関や民間事業者の「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が義務化されています。

不当な差別的取扱いの例

- 障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否する
- 本人を無視して支援者や介助者、付き添い者のみに話しかける など

合理的配慮の例

- 耳や目が不自由な人に筆談や読み上げなどを行う ● 高い所に置かれた商品などを取って渡す など

75歳以上のかたが対象 ※一定の障がいのある65歳以上のかたも対象

後期高齢者医療制度 問 保険医療課 ☎76-8153 ID 1587

75歳になるかたは手続きは不要で、誕生日の前月(1日生まれのかたは前々月)に、後期高齢者医療資格確認書などの書類が郵送(簡易書留)で届きます。65～74歳で一定の障がい(身体障害者手帳1～3級、同4級(音声・言語、下肢1・3・4号)、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育(愛護)手帳A判定(1・2度))のあるかたは、手続きをすることで加入できます。

資格確認書などは、毎年8月に更新で、7月下旬に郵送で届きます。医療機関で支払う負担割合は、資格確認書などで確認を

保険料のお知らせ ID 1588

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。毎年8月に保険料のお知らせを郵送(新規加入などのかたは、約2カ月後に郵送)

納付方法 原則、年金からの天引き(特別徴収)。年金の受給額などにより、納付書や口座振替(普通徴収)の場合あり ※加入後しばらくは、普通徴収で納付

手続きを忘れずに ID 1592

以下の場合、保険医療課窓口で手続きが必要です。本人確認書類は運転免許証などで、顔写真付きのものは1点、顔写真なしのものは2点必要です。

手続きが必要となる時	必要なもの
資格確認書を紛失・破損したとき(再交付の申請)	● 本人または代理人の本人確認書類 ● 委任状(代理人が申請する場合)
資格確認書などの書類の送付先を住民票の住所から変更するとき	● 資格確認書
自己負担限度額などの適用区分を記載した資格確認書が必要なとき	● 本人(代理人が申請する場合は代理人)の本人確認書類 ● 委任状(代理人が申請する場合)
入院時に自己負担限度額などの記載のない資格確認書を提示して食事代を支払ったとき(食事差額申請)	● 資格確認書 ● 医療費の領収書(食事代記載のもの) ● 預金通帳(被保険者名義のもの) ● 本人確認書類
コルセットなどの補装具をつくったとき	● 資格確認書 ● 後期高齢者福祉医療費受給者証(マル福。お持ちのかた) ● 補装具の領収書 ● 医師の証明書、装具装着証明書 ● 預金通帳(被保険者名義のもの) ● 本人確認書類
お亡くなりになったとき	● 資格確認書 ● 会葬礼状など(喪主や葬儀の実施が確認できるもの) ● 喪主、相続人の本人確認書類 ● 預金通帳(喪主、相続人のもの)

知っておくと安心! 各種制度の活用を

高額療養費制度 ID 2649

1カ月(同じ月の1日から末日まで)の医療費の自己負担額が上限を超えた場合、超えた分を「高額療養費」として支給。初めて支給が発生した場合は、診療月から4カ月後に案内を送付。2回目以降は自動的に指定口座に振り込まれます。

後期高齢者医療健康診査 ID 1590

生活習慣病の予防や早期発見のため、年1回受診できます。対象者には5月下旬に受診券を送付



ID:1523

高齢者運転免許証の 自主返納を支援 します



問 市民活動課 ☎76-8128

運転免許証を自主返納した65歳以上80歳以下のかたに、市営バス回数券(1冊11枚つづりを2冊)を進呈

手続きの流れ ①有効期限内の運転免許証を最寄りの警察署(平日9:00~11:00、13:00~15:00)か尾張旭幹部交番(祝・休日、年末年始を除く第1・3月曜日10:00~12:00)で返納

②手続き後60日以内に身分証明書と①で交付される取消通知書を持参し、市民活動課で申請

その他 県警察では、「高齢者交通安全サポーターによる特典付与制度」があり、運転経歴証明書を提示すると、タクシー運賃の割引やさまざまな店舗で優遇措置が受けられます。詳細は、県警察ホームページで



県警察ホームページ▶

判断能力に不安のあるかた に日常生活自立支援事業

問 社会福祉協議会 ☎54-4540

- 福祉サービスの利用援助(利用料の支払い、手続きの援助)
- 日常的な金銭管理(生活費の出し入れ、公共料金の支払い)
- 通帳や印鑑などの預かり

対象者 認知症、知的・精神障がいなどにより、契約などの判断やお金の出し入れ、書類の管理などに不安のあるかた

費用 1回1,200円(通帳や印鑑などの預かりは年間3千円)

ID:1644

シニアクラブの 会員募集



問 長寿課 ☎76-8143

活動内容 カラオケ・グラウンドゴルフ・らくらく筋トレ体操・健康麻雀など(市内14カ所で活動)

対象者 おおむね60歳以上のかた

ID:28692

エンディングノートを ご活用ください

問 長寿課 ☎76-8143

やっておきたいこと、やっておかなければいけないと思うことなど、自分の思いを書き記すことで、万一のことが起こったときに、周りの大切な人たちにその思いを伝えることができます。

配布場所 長寿課、多世代交流館いきいき、公民館



ID:1652

認知症介護家族交流会 「笑顔の会」

問 長寿課 ☎76-8143

認知症の知識や対応などの習得、情報交換や交流を行う

とき 毎月第2水曜日

13:30~15:30

※5・10・2月は「ケアラズカフェ」として開催(10:00~15:00)

ところ 中央公民館

対象者 市内在住で認知症の家族を介護しているかた

その他 「ケアラズカフェ」開催日は、飲み物代200円が必要

ID:1598

アピランスケア 支援事業

問 健康課 ☎55-6800

対象者 がんやがん治療に伴う副作用による脱毛・乳房の変形など、外見に対する補整具を購入したかた

助成額 ウィッグ、乳房補整具の各購入費の2分の1(上限2万円)

申請方法 申請書(健康課かホームページで)、領収書、がん治療を受けたことが分かる書類(治療に関する説明書、お薬手帳など)を直接(補整具購入日の翌日から1年以内)

ID:30788

若年がんで在宅療養 されるかたへの支援 在宅療養支援事業

問 健康課 ☎55-6800

訪問介護などの在宅支援や、福祉用具の貸し出し・購入費用などを助成

対象者 40歳未満で医師に末期がんと診断されたかた

助成額 対象経費の約9割相当(1カ月当たり上限5万4千円)

申請方法 ①在宅サービス利用前に、申請書などを直接か郵送 ②利用後、申請書兼請求書、領収書などを直接か郵送(利用月の翌月から1年以内)

ID:1637

骨髄移植ドナー助成制度

問 健康課 ☎55-6800

対象者・事業者 (公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で①骨髄などを提供した市民 ②提供者が勤務する事業所

助成額 通院または入院1日につき①2万円 ②1万円(いずれも7日を上限。骨髄などの提供日から1年以内に申請)

申請方法 ホームページで

ID:1636

禁煙外来治療費 助成制度



問 健康課 ☎55-6800

健康保険適応となる禁煙外来治療を受け、治療修了証の交付を受けたかたに、治療費の2分の1(上限1万円)を助成

対象者 事前届出時および治療完了時に市民のかた

申請方法 治療開始前と後に申請書を直接

その他 助成を受けたかたに、歯科健診無料クーポン券を交付



ID:1708

聴覚障がい、音声言語機能障がいのかたへの通訳者派遣

問 地域福祉課

☎76-8142、FAX.53-8120

手話通訳者・要約筆記者

聴覚障がい、音声言語機能障がいのかたが、通訳などを必要とする場合に派遣

派遣対象 公共機関の相談・手続き、医療機関の受診、就職活動や学校の面談など、社会生活や日常生活において外出が必要なとき(政治・宗教・営業活動や娯楽での利用不可)

申請方法 申請書(地域福祉課かホームページで)を利用日の7日前までにファクス、メール(fukusi@city.owariasahi.lg.jp)か直接

意思疎通支援者

失語症のかたの外出行などに同行し、会話の補助をする支援者を派遣。詳細は、県言語聴覚士会ホームページで

県言語聴覚士会▶
ホームページ



ID:1703

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

問 地域福祉課

☎76-8142、FAX.53-8120

対象者 市内在住の18歳未満で、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴のかた

主な要件 原則両耳とも聴力レベルが30デシベル以上

助成額 補聴器の購入などに要する費用と算定基準に定める額のいずれか低い方の3分の2の額

申請方法 購入前に申請書(地域福祉課かホームページで)に必要書類を添えて直接

ID:2677

ヒアリンググループ機器の貸し出し

問 地域福祉課

☎76-8142、FAX.53-8120

ヒアリンググループは、音声などを補聴器に直接送り込むための機器で、磁気コイル付きの補聴器・受信機・人工内耳で音声信号として聞くことができます。

対象者・団体 ●市内在住の聴覚障がい者と難聴者 ●市内所在の聴覚障がい者団体と難聴者団体 ●市内所在の聴覚障がい者と難聴者に対する支援団体 ●市内所在の公共または公益活動を行う団体 ●市内で開催する催事の主催者 ●その他必要と認められるかた

申込方法 事前に相談の上、貸し出し希望日の14日前までに申込書をファクス、メール(fukusi@city.owariasahi.lg.jp)か直接

ID:51747

災害時に備えたストーマ用装具の保管

問 地域福祉課

☎76-8142、FAX.53-8120

災害時に住居が被災などして、自己所有のストーマ用装具の持ち出しができなくなる場合に備えて、ストーマ用装具(1週間程度の使用量)を一時的に保管できます。

ところ 保健福祉センター(災害時の福祉避難所)

対象者 市内在住のストーマ用装具を使用している身体障害者手帳をお持ちのかた

ID:ヘルプマーク/1484
ヘルプカード/2678

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

問 地域福祉課

☎76-8142、FAX.53-8120

配布場所 地域福祉課

対象者 身体・知的・精神などに障がいのあるかた、難病のかた、その他支援を必要とするかた

その他 郵送による配布は不可。1人につきヘルプマーク1個、ヘルプカード1枚まで



広告



健康管理センター

胃カメラ・胸部レントゲン

A I 画像診断ソフト導入

予約専用電話 76-2300

予約Eメール kenkou@inoue-hp.com

尾張旭市
「市民健診」
実施しております



尾張旭市 井上病院 検索